相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市谷原二丁目一〇番地八、最後の住所埼玉県春日部市谷原二丁目一〇番地八第二春日部マンション七〇七号
被相続人　亡　河野　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー二三階ＴＭＩ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋兜町五一番地、最後の住所不明
被相続人　亡　吉川　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地
相続財産管理人　司法書士　石間　郁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市中野一一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
富山県高岡市中川本町一番一二号
相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市下谷町チ六五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　池田　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
石川県金沢市橋場町六番一七号弁護士法人あさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区春日町六一七番地一、最後の住所静岡県浜松市西区入野町一六一一三番地　南平団地六棟一〇七号
被相続人　亡　杉本　晴彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉尾健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市吉松二丁目七五番地五、最後の住所大阪府東大阪市吉松二丁目一〇番二六号
被相続人　亡　田中　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階
相続財産管理人　弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市藤が丘一丁目二〇番、最後の住所兵庫県明石市藤が丘二丁目二八番八号
被相続人　亡　松本　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
神戸市中央区明石町四八番地　神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南高来郡南有馬町甲三九八一番地第一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　松尾　政之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
長崎県島原市今川町一八五〇番地一　大手門ビル五階　有明ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田　真和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市石一一七二番地、最後の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字佐美四一〇番地五
被相続人　亡　塚本　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十一日
熊本県山鹿市山鹿四一七番地一三号二階
相続財産管理人　弁護士　鹿瀬島正剛

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬、合葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年六月十一日

一　墳墓等所在地　茨城県土浦市沖新田一五番地
一　墳墓等の名称　妙向寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　①古市家　本籍不詳　古市兼太郎　②本橋家　本籍不詳　本橋辰雄・まつ　③石井家　本籍不詳　石井享・スイ　④木村家　本籍茨城県土浦市荒川沖西二丁目六八〇番地　木村利通・國昭・國治・三之[illegible]・實　⑤鴻丸家　本籍不詳　鴻丸のり子・和彦・とら・操・幸一　⑥小林家　本籍・氏名不詳　⑦斉藤家　本籍茨城県土浦市大字真鍋二六四七―四　斉藤トシ　⑧金子家　本籍不詳　金子芳之助　⑨田辺家　本籍茨城県土浦市荒川沖五―四八　田辺清次郎・やゑ　⑩若泉家　本籍不詳　若泉五郎　⑪小川家　本籍不詳　小川明・冬美　⑫福田家　本籍不詳　福田已代子・禎夫　⑬不詳一一基　本籍・氏名不詳

一　使用者の本籍及び氏名　各使用者の本籍は不詳　①飯山コウ　②本橋芳幸　③石井信　④木村あい子　⑤鴻丸政幸　⑥小林義行　⑦斉藤竹行　⑧鈴木平一郎　⑨田辺優　⑩若泉靖子　⑪小川フヨ　⑫福田光男　⑬氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　茨城県土浦市沖新田一五番地　宗教法人妙向寺住職　田内　孝照

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成25年６月11日　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成25年４月３日）

ミサワホーム株式会社

製000707Abaa0080151、製000707Abaa0080152、製000707Abba0080101、製000707Abba0080102、製000707Abba0080141、製000707Abba0080142、製000707Abba0080103、製000707Abba0080104、製000707Abca0080101、製000707Abca0080102、製000707Abca0080141、製000707Abca0080142、製000707Abca0080103、製000707Abca0080104、製000707Abbb0080101、製000707Abbb0080102、製000707Abbb0080141、製000707Abbb0080142、製000707Abbb0080103、製000707Abbb0080104、製000707Abcb0080101、製000707Abcb0080141

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成25年４月５日）

エス・バイ・エル株式会社

製000707Aaba0050117、製000707Aaca0050109、製000707Aaca0050110、製000707Aaca0050111、製000707Aaca0050012、製000707Aaca0050014、製000707Aaca0050115、製000707Aaca0050117、製000707Aacb0050109、製000707Aacc0050109、製000707Aaba0020317、製000707Aaba0020323、製000707Aaca0020309、製000707Aaca0020310、製000707Aaca0020311、製000707Aaca0020312、製000707Aaca0020314、製000707Aaca0020315、製000707Aacb0020316、製000707Aacb0020317、製000707Aabb0020323、製000707Aacb0020309、製000707Aacb0020310、製000707Aacb0020311、製000707Aacb0020312、製000707Aacb0020314、製000707Aacb0020315、製000707Aacb0020316